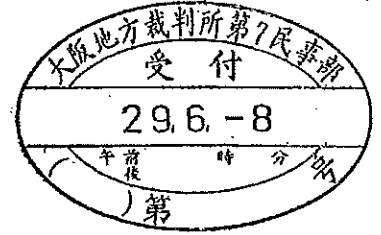


控

正本
副本直送済み

原告

被告 国 (処分行政庁 近畿財務局長)



被告第2準備書面

平成29年6月15日

大阪地方裁判所第7民事部合議3係 御中

被告指定代理人





被告は、本準備書面において、原告の平成29年4月25日付け求釈明書（以下「原告求釈明書」という。）に記載された求釈明事項に対し、必要な範囲で回答する。

なお、略語等は、本書面において新たに定めるもののほか、従前の例による。

1 原告求釈明書1項について

被告が本件不開示決定を行った理由は、被告第1準備書面第4の2（10ないし16ページ）で述べたとおりであり、被告は、本件不開示決定の理由として、森友学園から本件文書の不開示の要請があったことを主張しているわけではないから（平成29年4月27日の第2回口頭弁論期日調書）、原告求釈明書1項について回答する必要がない。

なお、近畿財務局と森友学園との間で、本件契約の契約金額を公表しないという合意はしていない。

2 原告求釈明書2項について

被告は、「本件提訴後の開示が疑惑の払拭になる」とは主張していないから、原告求釈明書2項について、回答する必要がない。

